

中小企業経営力強化支援法<sup>※</sup>の施行に向けた取組について  
※中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業  
の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

平成24年7月  
中小企業庁

中小企業経営力強化支援法に基づき、同法の施行に必要な事項として、省令等で規定する主要事項（経営革新等支援機関の認定基準や支援体制のあり方等）は、以下のとおりとする。

## I. 経営革新等支援機関の認定制度について

### 1. 経営革新等支援機関の認定基準【省令】

#### (1) 税務、金融及び企業の財務に関して専門的な知識

以下のいずれかに該当すること

イ) 税理士法、弁護士法、公認会計士法又は銀行法等に基づき、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識が求められる資格・免許等を保持していること

ロ) 主たる支援者として関与した経営革新計画等の承認・認定を3件以上受けていること

ハ) 所定の研修を受講し、試験に合格すること

【知識】税務、金融及び企業の財務に関する研修

#### (2) 実務経験

以下のいずれかに該当すること

イ) 経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の中小企業に対する支援事業の実務経験を有すること

ロ) 所定の研修を受講し、試験に合格すること

【実務経験】経営革新計画等の策定に関する演習による研修

### (3) 欠格条項

以下のいずれにも該当しないこと

- イ) 中小企業経営力強化支援法に基づく認定の取り消し後5年を経過しない者
- ロ) 成年被後見人
- ハ) 禁固刑以上の刑の執行後5年を経過しない者
- ニ) その他(暴力団員等)

## 2. 経営革新等支援機関による実施体制等【告示】

### (1) 経営革新等支援業務の内容

- ① 中小企業の財務状況、事業分野毎の将来性等に関する調査・分析
- ② 中小企業の事業計画の策定・実行に係るきめ細かな指導及び助言の実施

### (2) 経営革新等支援業務の実施体制

長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制や事業基盤の確保。個人事務所の場合には、財務状況の健全性を有し、窓口となる拠点を保有すること

## 3. 経営革新等支援業務の実施に当たっての配慮事項【告示】

### (1) 国の配慮事項

- ① 定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果についての任意の調査等の実施
- ② 商工会等からの報告内容、任意の調査の結果等を踏まえた適切な対応の実施
- ③ 1. (1) ハ) 及び (2) ロ) の研修の実施

### (2) 認定経営革新等支援機関の配慮事項

- ① 支援を行った中小企業に対する継続的なモニタリングの実施
- ② 公平な支援業務の実施
- ③ 認定経営革新等支援機関相互の連携や外部支援機関等の知見の活用
- ④ 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

### (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の配慮事項

認定経営革新等支援機関の依頼に応じた専門家派遣等の協力業務の実施

#### 4. 認定事務実施機関【政令】

主たる事務所の所在地を管轄する財務局又は経済産業局等（メガバンク等の金融庁長官が指定する者を除く。）

## Ⅱ. 海外展開支援の促進について

### 1. 支援対象となる外国法人等の要件【省令】

(1) 支援対象となる外国法人等は、以下のイ、ロ又はハのいずれかの要件を満たしているもの。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の一定比率
イ	50%以上	(条件なし)
ロ	40%以上 50%未満	役員 50%以上
ハ	20%以上 40%未満かつ筆頭株主	役員 50%以上

(2) 上記(1)を満たす者（いわゆる子会社）が単独又はその親会社である中小企業や他の子会社と共同で、上記イ、ロ又はハのいずれかの要件を満たす外国法人等を設立した場合、当該外国法人等も支援対象とする。

### 2. 国内の事業基盤の維持【告示】

国は、海外における事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

## Ⅲ. 今後のスケジュール

- ・ 7月中旬～8月中旬 パブリックコメント実施
- ・ 8月末 法律・政令・省令施行
- ・ 10月初旬 認定経営革新等支援機関の第1弾を公表予定